

後期高齢者医療制度の見直しについて

保険料の均等割2割・5割軽減の範囲が見直されました

軽減割合	変更前（平成29年度）		変更後（平成30年度）	
	所得が次の金額以下の世帯		所得が次の金額以下の世帯	
5割軽減	33万円 + (27万円 × 世帯の被保険者数)		33万円 + (27万5千円 × 世帯の被保険者数)	
2割軽減	33万円 + (49万円 × 世帯の被保険者数)		33万円 + (50万円 × 世帯の被保険者数)	

所得割の軽減割合が見直されました

所得が次の金額以下の方	変更前（平成29年度）		変更後（平成30年度）	
	軽減割合		軽減割合	
所得から33万円を引いた額が58万円以下の方	2割軽減		軽減なし	

被用者保険の被扶養者だった方の軽減割合が見直されました

被用者保険の被扶養者だった方	変更前（平成29年度）		変更後（平成30年度）	
	所得割	均等割	所得割	均等割
	負担なし	7割軽減	負担なし	5割軽減

※所得の状況により、均等割の軽減割合が9割または8.5割に該当することがあります。

1年間の保険料賦課限度額が見直されました

変更前（平成29年度）	変更後（平成30年度）
57万円	62万円

保険料の計算方法（平成30年度）

均等割 (1人当たりの額) 50,205円	+	所得割 (被保険者本人の所得に応じた額) (平成29年中の所得-33万円) × 10.59%	=	1年間の保険料 限度額62万円 (100円未満切り捨て)
-----------------------------	---	--	---	------------------------------------

※年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。

入院時の食事療養標準負担額が見直されました

区 分			変更前(平成29年度) 食事療養標準負担額 (1食)	変更後(平成30年度) 食事療養標準負担額 (1食)
現役並み所得・一般			360円	460円
	指定難病の医療受給者証をお持ちの方		260円	260円
住民税 非課税 世帯	区分Ⅱ	90日までの入院	210円	210円
		90日を超える入院	160円	160円
	区分Ⅰ	100円	100円	

療養病床入院時の生活療養標準負担額が見直されました

区 分	変更前(平成29年度)		変更後(平成30年度)	
	生活療養標準負担額 (居住費部分)(1日)		生活療養標準負担額 (居住費部分)(1日)	
以下のいずれにも該当しない方 (医療の必要性の低い方)	370円		370円	
医療の必要性の高い方 (指定難病患者を除く)	200円		370円	
指定難病患者	0円		0円	
老齢福祉年金受給者	0円		0円	

■お問い合わせ：北海道後期高齢者医療広域連合
〒060-0062札幌市中央区南2条西14丁目
国保会館6階 TEL 011-290-5601

和寒町役場
住民課保険医療係
TEL 32-2422